

パブリックコメントの実施について

市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策の策定などを行う際に、政策の趣旨、内容などを公表し、市民の皆さんから意見などを提出していただき、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

市民の皆さんの意見をお聞きすることで、市民の市政への積極的な参加と、行政の透明性の向上を図り、協働によるまちづくりの推進に資することを目的としています。

今回は、次の条例案への意見を市民の皆さんから募集します。

(仮称)高浜市産業振興条例(案)への意見を募集します

市では現在、「(仮称)高浜市産業振興条例(案)」を策定しています。この条例は、市、事業者、産業経済団体、地域における高浜独自の諸団体、並びに市民の皆さまに産業振興におけるそれぞれの役割について共通認識を持っていただき、協働して産業振興に取り組むための基本的な事項を定めることを目的としています。

意見の提出方法など

■意見への対応

本条例の制定に向けての参考とさせていただきます。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

■意見を提出できる方

市内在住、在勤または在学の方、市内に事務所または事業所を有する方

■条例(案)の閲覧場所

高浜市ホームページ、市役所地域産業グループ、いきいき広場、中央公民館、大山公民館、高浜南部公民館、吉浜公民館、高取公民館、東海会館、図書館、高浜南部ふれあいプラザ、翼ふれあいプラザ、高浜ふれあいプラザ、吉浜ふれあいプラザ

■意見提出

7月16日(月・祝)～29日(日)の間に、直接、郵送、FAXまたはメールに、①件名「(仮称)高浜市産業振興条例(案)に対する意見」、②住所、③勤務先または学校名(市外の方のみ)、④氏名、⑤連絡先、⑥あなたの意見を記入(様式自由)して、地域産業グループへ提出。

○電話による受付はしていません。

○個別の回答はしませんのでご了承ください。

○意見を求める内容と直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

問合せ先 444-1398 高浜市役所地域産業グループ(住所不要)
☎52-1111(内線272) FAX52-1110 Eメール sangyo@city.takahama.lg.jp